

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 育成課
子育て支援課
保育課

緊急事態宣言後の葛飾区内保育施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染者急増に伴い、国は、令和2年4月7日、東京など7都府県を対象に、新型インフルエンザ等特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」を発出しました。保育所については、保育の提供を縮小して実施するよう要請がありました。

東京都においては、感染症の罹患の危険が極めて高い状況にあります。皆様の行動変容が感染拡大の防止につながります。国が「緊急事態宣言」を発出した重要性をご理解のうえ、お子様の健康、安全を第一に考え、下記の対応につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 社会機能を維持するための業務に携わる方などの保育は実施してまいりますが、できる限り他者との接触する時間を短くするためにも、保育時間の短縮をお願いします。
 - 上記を除き、保育施設をご利用中のすべてのご家庭に、家庭での保育を強く要請します。
 - 今後、国や東京都の対応の強化、登園している保育施設での感染や地域での感染拡大が発生した場合は、臨時休園をすることもあります。
 - 保護者の皆様に、ご家庭での保育を強く要請していることについて、勤務先へ区の文書の提出が必要な場合、葛飾区長発信の「緊急事態宣言」発出に伴う家庭での保育等の要請について」をご利用ください。葛飾区ホームページより4月8日午後6時以降ダウンロードできる予定です。
- ※本通知につきまして、状況により変更させていただく場合には速やかにお知らせいたします。